

9 設置の日

目 次

1 基本的な考え方	設置日- 1
-----------	--------

1 基本的な考え方

(1) 特別区設置の日

◇特別区設置の日の検討にあたっては、

- ・ 住民サービスに支障がでないこと
 - ・ 十分な周知と関係機関との調整期間の確保
- が重要

◆特別区設置の日については、組織体制の整備やシステム改修など、特別区が住民サービスを確実に提供できるよう、必要な期間を踏まえる

《必要期間（見込み）》

主要項目	必要期間
① 組織体制の整備	3年程度
② システム改修	3年程度
③ 庁舎整備（建設、賃借・改修）	3～7年程度
④ 街区表示板、住居表示板の変更	2年程度
⑤ その他（広報・周知、関係機関との調整等）	2年程度

※上記のほか、事務の引継ぎ、財政の調整、財産・債務の承継など、特別区の設置に必要な項目について設置準備期間中に整える

**住民サービスを間断なく提供するため、特別区設置の日は、
住民投票の日から概ね3～4年後とする**

※なお、具体的な設置の日については、今後、法定協議会における議論を踏まえたうえで、案の提示を行う

1 基本的な考え方

(2) 設置準備期間 (イメージ)

住民投票後年数 (四半期)	1年目				2年目				3年目				4年目	5年目	6年目	7年目	
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4					
組織体制 の整備	■体制整備に向けた採用																
	採用年次 計画の作成	1回目 採用試験実施			2回目 採用試験実施				3回目 採用試験実施								
	■組織・人事配置																
	準備組織 の設置	組織別要員案の検討 移管職員数の協議			準備組織 の拡充	組織別要員案の決定 人事配置の決定											
住民投票	■職員の身分移管																
	身分移管ルール の検討			のル 決 定 ル	身分移管の決定												
システム改修	■システム改修																
	準備調査・仕様書等の作成				システム改修実施 (基本・詳細設計、構築、テスト)												
庁舎整備	■庁舎の建設																
	事前調査		絞 込 補 み 地	検討調査				基本計画・基本設計・ 実施設計・建設工事 (概ね5年)									
	■庁舎の賃借・改修																
事前調査		契 比 賃 約 ル 貸	基本計画・基本設計・実施設計・改修工事														

住民投票後年数 (四半期)	1年目				2年目				3年目				4年目	5年目	6年目	7年目	
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4					
街区表示板、 住居表示板 の変更	■町名の決定 説明会等 町名案の決定・公表																
	■街区表示板、住居表示板の変更 表示板作成・設置																
その他 (広報・周知、 関係機関との調整等)	■広報・周知 広報・周知計画の作成・実施																
	■条例等の整理、法令改正への対応 条例の分類整理 条例案等の作成 例 大阪府条 例の制定 (専決処分) 特別区条 例の制定 (専決処分)																
	■予算・決算 特別区設置後の予算・資金収支の検証 打切り決算処理への対応等を検討 大阪府予算の調製 特別区暫定 予算案の策定 (専決処分) 特別区暫定 予算の調製 (専決処分)																

住民投票

※事務執行が滞りなく行われるよう、設置準備期間中に、職員に対する研修を実施

(参考) 特別区設置までの主な項目

① 組織体制の整備

◆事務分担(案)に応じた住民サービスを提供できるよう組織体制を整備

《内容》

○体制整備に向けた採用

- ・設置準備期間中に段階的に採用
特別区・大阪府への移管職員数の比率に応じて、大阪府・大阪市で採用し、設置準備期間中の準備業務に対応

○組織・人事配置

- ・準備組織の設置、段階的に拡充
- ・組織別の要員案を作成し、人事配置

○大阪府・大阪市の職員の身分移管

- ・身分移管ルール・給与等勤務条件の取扱いの検討・決定、身分移管の決定

② システム改修

◆住民サービスに支障が出ないように必要なシステムを改修

《内容》

○システム改修

- ・特別区設置決定後、準備調査、仕様書等の作成、システム改修を実施
※仕様書等の作成については、部局ごとの組織・定数(案)及び、庁舎への部局配置(案)が整うことを前提とする

③ 庁舎整備(建設、賃借・改修)

◆安定的に住民サービスが提供できるよう庁舎整備を実施

《内容》

○庁舎の建設

- ・建設候補地の調査、候補地絞り込み、候補地の建設可能延べ面積などを調査、検討
- ・設計・工事、新庁舎への移転

○庁舎の賃借・改修

- ・各施設の現況調査、優先配置順位の検討、賃貸物件調査、組織・定数の検討結果を受けた配置案の作成
- ・配置案の決定後、周知・移転準備の開始(改修・移転)

④ 街区表示板、住居表示板の変更

◆町名の決定を受けて、各種表示板を変更・設置

《内容》

○町名の決定

- ・町名の取扱い方針・検討、町名素案の作成
- ・住民への説明会、町名案の決定・公表、住民への周知

○街区表示板、住居表示板の変更

- ・各種表示板の変更計画の検討、発注のための仕様書作成、入札・設置、住民への周知

⑤ その他(広報・周知、関係機関との調整等)

◆広報・周知の実施、関係機関との調整

《内容》

○広報・周知

- ・特別区設置決定後、広報・周知計画の作成、計画的な周知啓発の実施

○条例等の整理、法令改正への対応

- ・条例の分類整理（暫定施行・新規制定等）、関連条例案の作成、職務執行者による暫定施行・専決処分の準備
- ・大阪府条例の精査、条例案等の作成、条例案の議決
- ・国における法制上の措置その他の措置にかかる状況把握、調整

○予算・決算

- ・特別区設置後の特別区・大阪府における予算や資金収支の試算・検証、大阪市打切り決算処理への対応、予算決算にかかる国との調整
- ・大阪府予算の調製・議決、特別区暫定予算案の策定・専決処分の準備